（照会先）
独立行政法人国立病院機構
中国四国グループ
担当：参事（人事担当）　猪野
　　人事係長　　宮内
電話：082-493-6606（代表）

令和６年３月２５日
独立行政法人国立病院機構
中国四国グループ

# 職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構浜田医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第９２条第１８号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

| 事　　項 | 内　　容 |
|---|---|
| 事案の概要 | 令和５年７月２２日午前２時１５分頃、島根県浜田市長沢町 506-1 付近道路において、身体にアルコール分（0.15 mg/l 以上）を保有した状態で自動車を運転し、道路交通法違反により刑事処分された事案 |
| 処分年月日 | 令和６年３月２５日 |
| 処分量定等 | （行為者）<br>国立病院機構浜田医療センター<br>看護師（男性・２０代）　量定：停職１０日間 |